

令和7年度介護保険施設等集団指導

滝沢市福祉部高齢者福祉課

- 目次
- 1 集団・運営指導、監査及び措置について
 - 2 自主返還及び返還命令について
 - 3 運営指導の流れ
 - 4 令和7年度運営指導の実施状況について
 - 5 令和7年度運営指導の指摘事項について
 - 6 各種申請・届出に係る留意事項について
 - 7 電子申請・届出システムについて
 - 8 事故報告について
 - 9 介護サービス情報の公表について
 - 10 よくあるお問い合わせ
 - 11 その他（事務連絡）

1 集団・運営指導、監査及び措置について

集団・運営指導	監査	措置
<p>★目的及び検査内容 【周知の徹底】 ・介護給付サービスの取扱い ・介護報酬の請求</p> <p>★頻度 運営指導：6年に1回 ※施設系は3年に1回 集団指導：毎年</p> <p>→<u>行政指導</u>として実施。 ただし、運営指導で不正の疑いが発覚すれば、監査に移行する。</p> <p>※あくまでも「指導」を目的として実施することから、事前に日程調整や資料の作成を求める。</p>	<p>★目的及び検査内容 【的確な把握】 著しい運営基準違反、不正請求、虐待等に関する事実関係。</p> <p>→<u>法令上の措置</u> 事業上の行為及び事業上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにする。</p> <p>※虐待等、利用者の生命に関わる場合や、事実の隠蔽の恐れがある場合には事前通告を行わずに監査を実施したり、運営指導から監査へ切替える場合もある。</p>	<p>★勧告（<u>行政指導</u>） 監査の実施機関（振興局）が監査結果を県保健福祉部長あて報告し、知事から勧告結果が伝達される。</p> <p>★命令（勧告に従わない場合、<u>行政処分</u>） 聴聞・弁明の機会が付与され、改善命令が下される。</p> <p>★指定の取消、効力の一部又は全部の停止（<u>行政処分</u>） 聴聞・弁明の機会が付与され、処分の程度が決定される。</p>

(参考) 行政処分の程度決定と処分の判断基準

【行政処分の程度】

介護保険法第77条(指定の取り消し等)等において、人員基準違反等各号のいずれかに該当する場合は、指定の取り消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

指定取り消し

- ・指定そのものを取り消し。

指定の全部効力停止

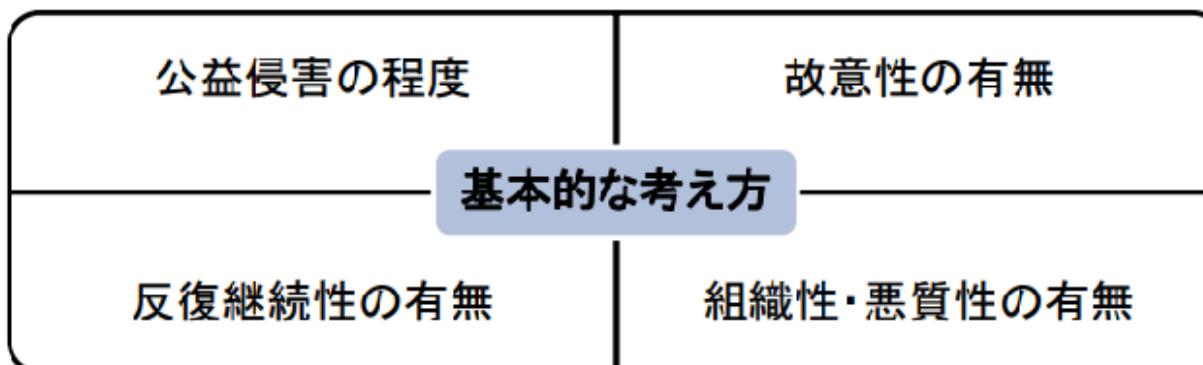
- ・期間を定め、指定の効力の全てを停止。

指定の一部効力停止

- ・期間を定め、新規受け入れ停止等(報酬の一部減額も可能)。

【行政処分の判断基準】

行政処分等の実施及び程度の決定にあたっての基本的考え方(H20.5.21全国介護保険指導監督担当者会議資料)



引用：厚生労働省『令和3年度介護サービス事業所等の監査及び行政処分の流れ等について』

2 自主返還及び返還命令について

自主返還

運営指導・監査の結果、行政上の処分に至らない軽微な改善を要するに認められ、これに係る介護給付費の過誤が認められる場合、事業所が自ら精査し、既に請求、受領した介護給付費について不当に該当する部分を自主返還するもの。

返還命令

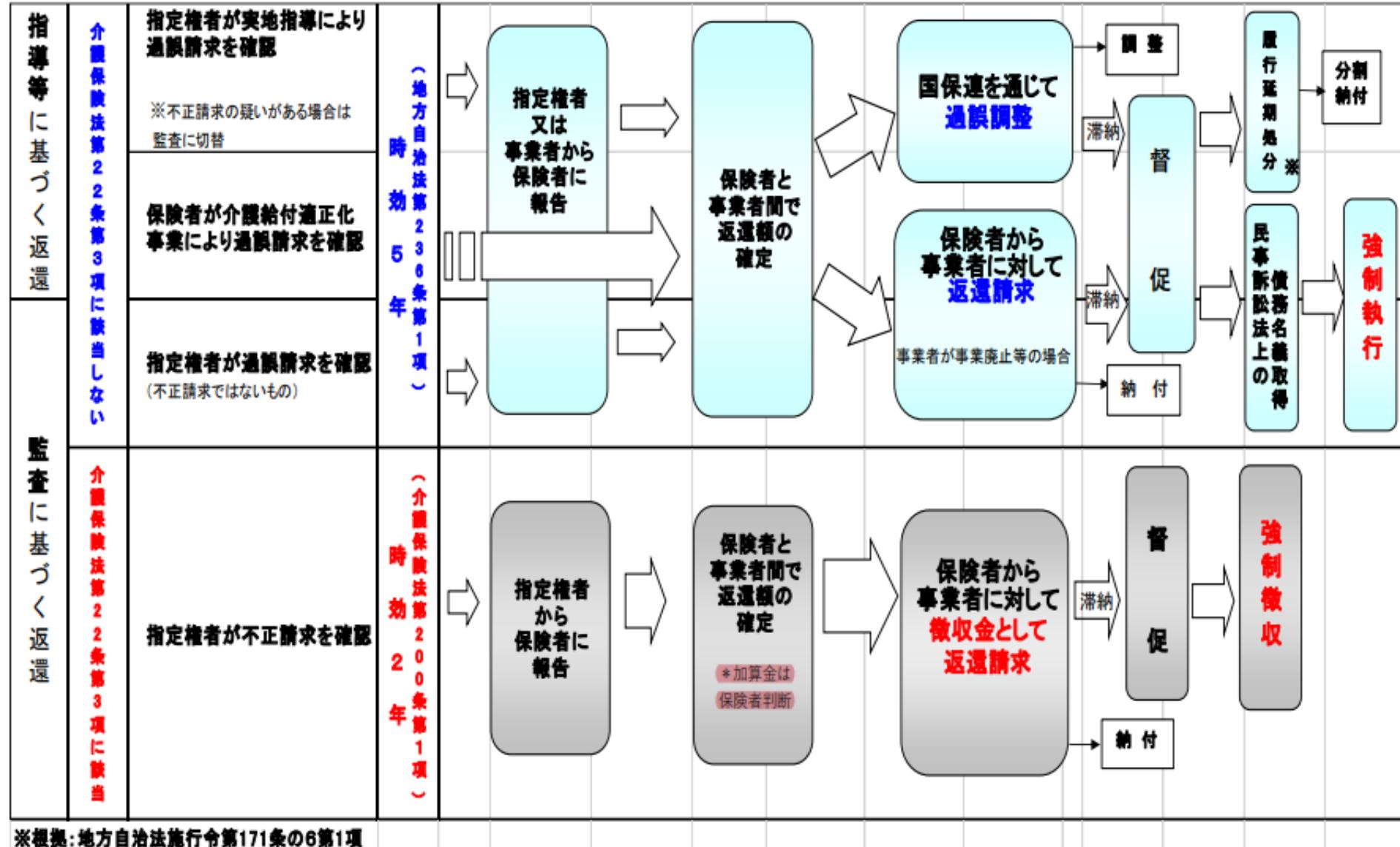
監査の結果、「偽り又は不正な行為」があることが判明した場合は、介護保険法22条3項により事業者に対し不正に受給した保険給付として返還すべき額のほかに、当該返還すべき額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう命じるもの。

(不正利得の徴収等)

第二十二条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる（以下省略）。

3 市町村は、（途中省略）当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

徴収金・過誤調整等の取扱いについて



※根拠:地方自治法施行令第171条の6第1項

3 運営指導の流れ

(1) 日程調整

運営指導実施月2か月ほど前に希望日程の確認のご連絡を行い、日程調整後、実施日を決定します。

(2) 実施通知の送付（市高齢者福祉課→事業所）

原則として運営指導実施日の1か月前までに対象となる事業所に実施通知を送付し、事前提出資料の提出等を依頼します。

(3) 事前提出書類の作成、提出（事業所→市高齢者福祉課）

運営指導実施日の約1～2週間前までに事前提出資料を作成し、提出します。

(4) 運営指導当日

運営指導当日、事業所を訪問し、管理者等からのヒアリングや国が示している確認文書等の関係書類の確認をします。基準違反等が確認された事項については、指導・助言等を通じて改善に取り組んでいただきます。

4 令和7年度運営指導の実施状況について

令和7年度の運営指導の実施状況（令和8年1月末現在）は次のとおり。

サービス名	運営指導実施数	改善が必要な事項数	口頭指摘事項
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	1	0	2
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	1	2	3
地域密着型通所介護	2	0	7
旧基準通所サービス（総合事業）	3	0	10
旧基準訪問サービス（総合事業）	2	0	2
居宅介護支援・介護予防支援	3	0	3
合計	12	2	27

5 令和7年度運営指導の指摘事項について

令和7年度の運営指導の指摘事項を記載しましたので、各事業所で改めて人員基準・運営基準・報酬算定についてご確認願います。

【指摘事項等】

人員基準関係

- ・勤務実績表について、人員配置に不足が生じないよう時間帯を明確にし、職種ごとに勤務時間を区別すること。
- ・資格を有しない介護職員2名につき、直ちに必須研修を受講し、修了証書の写しを提出すること。
- ・兼務職員において人員配置が不適切なため見直すこととし、是正した勤務体制一覧表を提出すること。

運営基準関係

- ・重要事項説明書の一部押印漏れがあるため、適切に管理すること。
- ・重要事項説明書は同意日及びサービス利用開始日、または改正日及び施行日の整合性を図るよう管理すること。
- ・運営規程について、必須項目の一部が規定されていない、または実態と差異があるため改正し変更届を提出すること。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針が策定されていないため、業務継続計画の整備または是正をすること。
- ・業務継続計画書に、備品リストの不足が生じているため速やかに作成すること。
- ・虐待防止のための指針に置かれている担当者が不明確なため、氏名または職種を記載すること。
- ・事故報告について、医療機関での受診または処置がされた対象者は、保険者へ事故報告を届出すること。

- ・勤務表が職員毎の勤務実績記録になっているため、職種毎に勤務実績記録を管理すること。
- ・従業者の秘密保持誓約において、退職後に限るものではなく在職中においても秘密を保持することの誓約であることから、採用時に誓約書を受理すること。

報酬算定関係

- ・小規模多機能型居宅介護のサービス提供体制強化加算要件である個別研修計画が全体計画となっているため、従業者ごとに目標・内容等を記し研修計画を明確にすること。

その他

- ・研修実施記録の回覧が不明確なため、職員へ回覧し周知した事実が明らかな保管をすること。
- ・利用契約書について、署名欄の日付、または押印が抜けているものがあったため、漏れがないように確認すること。
- ・事業所内の書類について、「滝沢村」のままの記載、市担当部課名の記載の誤りや変更がされていないものが散見されるため、最新のものに整備すること。（現在の市担当部課名は、令和6年4月の組織改編により福祉部高齢者福祉課になっております。）

6 各種申請・届出に係る留意事項について

(1) 各種届出様式及び添付書類について

指定申請、指定更新申請、変更届及び事業廃止（休止、廃止）届の様式、付表、標準様式及び添付一覧については、市ホームページに掲載していますので御確認ください。

居宅介護支援

滝沢市ＨＰ：トップページ>くらしの情報>福祉>高齢者福祉>介護保険サービス事業者・事業所の方へ>居宅介護支援事業所の手続・届出について>居宅介護支援事業所の指定、更新、変更届等の様式について

<https://www.city.takizawa.iwate.jp/kurashi/fukushi/koureisha-fukushi/kaigo-service/kyotakushien-todokede/contents-11421/>

地域密着型（介護予防）サービス

滝沢市ＨＰ：トップページ>くらしの情報>福祉>高齢者福祉>介護保険サービス事業者・事業所の方へ>地域密着型（介護予防）事業者の手続・届出について>滝沢市地域密着型（介護予防）サービスの指定更新・届出様式について

<https://www.city.takizawa.iwate.jp/kurashi/fukushi/koureisha-fukushi/kaigo-service/tikimittyaku-service/contents-11066>

介護予防・日常生活支援総合事業

滝沢市ＨＰ：トップページ>くらしの情報>福祉>高齢者福祉>介護保険サービス事業者・事業所の方へ>滝沢市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の手続・届出について>滝沢市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業の指定更新・届出様式について

<https://www.city.takizawa.iwate.jp/kurashi/fukushi/koureisha-fukushi/kaigo-service/siteijigyousha-todokede/contents-11064/>

（2）各種申請・届出の提出期限について

指定申請

指定申請の場合は、事業開始概ね2月前までに市高齢者福祉課に相談のうえ、事業開始予定日の概ね1月前までに指定申請書等を提出してください。

※地域密着型サービスについては、対応が異なりますので、個別に早めにご相談ください。

指定更新

指定有効期間は6年そのため、有効期限の1月前までに指定更新申請書等を提出してください。

※指定有効期限が切れる2か月前に指定更新対象事業所にお知らせの通知を送っています。通知がない場合も指定更新申請は必要ですので問い合わせ願います。

変更届

変更後10日以内（介護保険法）に届出をしてください。（変更届の様式に記載されている内容に変更が生じた場合に変更届が必要となります。）

※変更届の届出漏れが多い項目がありますので、再度確認願います。

- ・サービス提供責任者の変更（旧基準訪問サービス）
- ・事業所の建物の構造、専用区画等の変更（全サービス）（現在提出の平面図に変更が生じた場合に提出してください。移転、増改築の際は事前に連絡願います。）

廃止（休止）届

廃止（休止）日の1月前（介護保険法）までに届出をしてください。

※利用者が別の事業所において介護サービスを継続利用できるよう配慮した上で、廃止（休止）を行ってください。

再開届

休止していた事業を再開する場合は、再開した日から10日以内（介護保険法）に届出が必要です。（届出がないまま、介護報酬を請求した場合は、請求エラーとなりますので、留意願います。）

（3）介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

新規指定申請時及び新たに加算を算定する場合または算定していた加算の要件を満たさなくなった等の理由により、加算を算定しなくなった場合等加算取得状況に変更が生じた場合は、届出が必要です。

1 届出書類

- ① 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ② 「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」

※体制状況一覧表は、全てのサービスが記載されていますので、該当サービスが記載されているページのみ印刷のうえ提出願います。

2 届出期限

◎算定開始月の前月15日・・・（通所・訪問系のサービス）

（注）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用含む。）、看護小規模多機能型居宅介護（短期利用含む。）、地域密着型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護など

◎算定開始月の初日・・・その他のサービス

（注）認知症対応型共同生活介護（短期利用を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を含む。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護など

※提出期限を過ぎてから提出された場合は、算定開始月が1月遅れますので、請求エラーとならないよう、請求の際は、再度算定月を確認してください。

3 加算が算定されなくなった場合

加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなりますので、速やかに1の届出書類を提出してください。

(4) 業務管理体制の届出について

業務管理体制整備届を提出している法人で、法人の代表者、法令遵守責任者等が変更となった場合は、変更届が必要となります。（管理者が法令遵守責任者となっている法人は、人事異動等により変更となった際は、業務管理体制の変更届も忘れずに届出願います。）

滝沢市への届出が必要となる事業者は、地域密着型（介護予防）サービスのみを行う事業者であって、かつ事業所等が滝沢市内にのみ所在する事業者となります。

岩手県ホームページにて、届出先及び提出書類を御確認ください。

岩手県ＨＰ：トップページ>くらし・環境>福祉>介護福祉>介護サービス事業者の皆様へ>介護サービス事業管理体制の整備について

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003728.html>

滝沢市ＨＰ：トップページ>滝沢ライフガイド>福祉>高齢者福祉>介護保険サービス事業者・事業所の方へ>介護サービス事業管理体制の届出について

<https://www.city.takizawa.iwate.jp/kurashi/fukushi/koureisha-fukushi/kaigo-service/contents-11670>

7 電子申請・届出システムについて

電子申請・届出システムは、指定・更新・変更等各種届出について、各事業所が必要な書類ファイルを添付してデータを送付することで、直接窓口に持参することや、郵送することなく申請や届出の手続きをすることができるものです。

令和7年度末までに全ての自治体に当システムの導入が義務付けられており、滝沢市では令和7年1月からシステムでの届出受付をスタートさせています。滝沢市ホームページにて詳細をご確認ください。

滝沢市HP：トップページ>くらしの情報>福祉>高齢者福祉>介護保険サービス事業者・事業所の方へ>介護事業所の指定申請等の電子申請届出システムについて

<https://www.city.takizawa.iwate.jp/kurashi/fukushi/koureisha-fukushi/kaigo-service/contents-15407>

【受付可能な申請・届出の種類】

新規指定申請、指定更新申請、変更届出、再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、加算に関する届出・他法制度に基づく申請届出（処遇改善加算計画書・処遇改善加算実績報告書等）

※滝沢市が指定権者の介護サービスの種類に限ります。申請先（届出先）選択は、「滝沢市」を選択してください。

【電子申請届出システムの利用準備】

電子申請届出システムを利用するには、GビズIDが必要です。システムで利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBizID プライム（法人代表者用）」と「gBizID メンバー（法人の従業員用）」となります。最初に、gBizID プライムの申請が必要です。従業員の方は、gBizID プライムが作成するgBizID メンバーのアカウントで電子申請届出システムが利用できます。

GビズIDの取得には2週間程度かかりますので、利用に合わせてお早めに申請してください。詳細は、以下のホームページをご確認ください。

GビズID サイト：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

8 事故報告について

事業者は、医師の診断を受け、治療を必要とする事故等が発生した場合は、速やかに保険者に報告することが義務づけられています。

(1) 令和7年度介護保険事故報告件数一覧（令和7年1月末現在市受理分）

サービス種別	報告件数	事故の種別						
		骨折		裂傷	打撲	窒息・誤嚥	失踪	その他
		転倒（転落）	その他					
通所サービス	1	0	0	1	0	0	0	0
訪問サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援	0	0	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設（特養）	6	2	3	0	0	0	0	1
介護老人保健施設	3	2	0	0	0	0	0	1
認知症対応型共同生活介護	1	0	0	1	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	4	1	0	1	1	0	0	1
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	15	5	3	3	1	0	0	3

(2)原因分析について

事故が起こってしまった場合には、原因究明を行うことが何よりも重要です。また、事故発生後は特定の職員のみではなく、組織全体で原因分析を行ってください。

(原因分析の例)

- 過去のヒヤリハットから、事故につながる事象はなかったか確認する。
- 事故対応に不備はなかったか、マニュアルに沿った対応ができたか確認する。
- マニュアルの内容に不備等はないか検討する。

(3)再発防止策について

再発防止策についても、上記同様組織全体で検討を行い、職員全体で共有をしてください。

ポイント

- ① 原因に対して最低でも一つ以上は再発防止策をあげる。
- ② 内容は現実的なものにし、日常の業務の中でどのように取り入れるかを検討する。

(4)事故報告の様式等

事故報告の様式等は岩手県ＨＰ下記リンク先にありますので、ご確認ください。

岩手県ＨＰ：トップページ>くらし・環境>福祉>介護福祉>介護サービス事業者の皆様へ>事故報告について

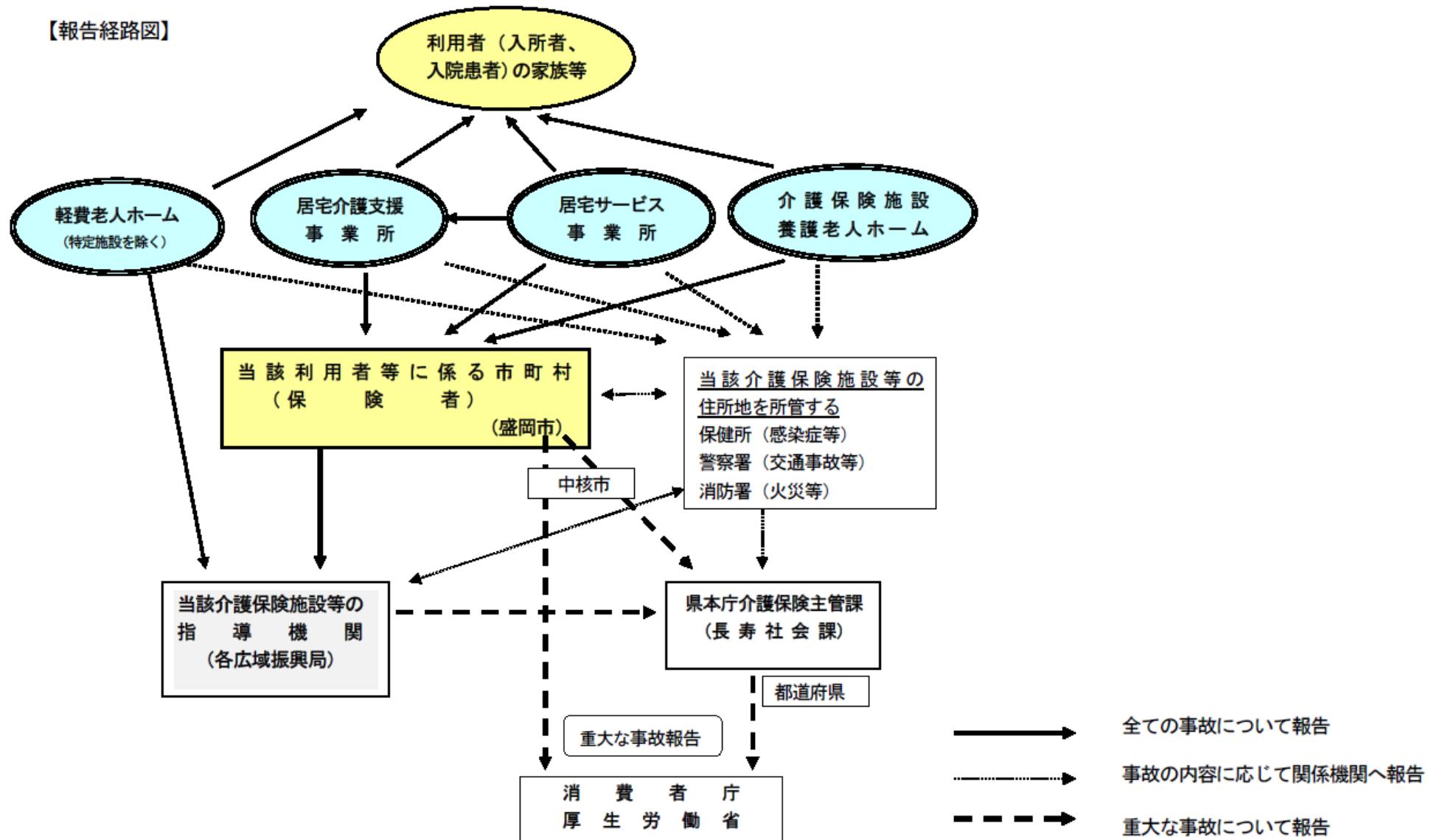
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003729.html>

※軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の報告先は、保険者ではなく当該介護保険施設等の指導機関（各広域振興局）となりますので、ご注意ください。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の報告様式等はこちら↓

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/1003761/1003768.html>

【報告経路図】



9 介護サービス情報の公表について

令和6年4月1日に施行された改正介護保険法により、令和6年度から介護サービス事業所は、介護サービス事業者経営情報について当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告することが義務化されました。下記リンク先をご確認頂き、適切にご対応くださいますようお願いします。

○介護サービス事業者経営情報の報告

岩手県ＨＰ：トップページ>暮らし・環境>福祉>介護福祉>介護サービス事業者の皆様へ>介護サービス事業者経営情報の報告

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1078786.html>

10 よくあるお問い合わせ

Q①負担限度額認定証にかかる問合せで、電話で課税又は非課税を確認することができますか。また、電話で負担限度額認定証の段階を教えてもらえますか。

A.課税・非課税や負担割合証限度額認定証の段階を電話ではお答えしておりません。窓口又は郵送にて申請された上でご確認ください。

Q②家族と同一世帯になっている対象者について、世帯分離をすると負担限度額認定証の対象になりますか。

A.生計が別ということであれば、市役所の市民課でお手続き頂ければ、世帯分離をすることはできますが（原則、夫婦は世帯分離不可）、「負担限度額認定証の取得のため」という理由で世帯分離することは、適切ではありません。

Q③【居宅介護支援】サービス利用票（第6表）について、利用者の署名・押印は必要ですか。

A.介護報酬の解釈（緑本）P777に記載のあるとおり「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける」とされていますが、利用者から確認を受けた記録の仕方については、明記されておりません。このため、事業所ごとに取扱いが異なっており、保険者によっても見解が異なっているところです。については、近隣市町村の取扱いの確認及び滝沢市地域包括支援センターと協議を行い、滝沢市としては、押印又は署名（氏又は名のみでも可）をし、利用者が確認したことが「サービス利用票」をみてわかるように記録を残すこととします。

11 その他（事務連絡）

- ・請求や加算等に関するお問い合わせについて、限られた職員で対応していることから、事業所内でも法令・通知・Q & A等を調べた上でお問合せ願います。

最後までご覧いただきありがとうございました。

※受講後、受講確認票のご提出をお願いいたします。

（集団指導の確実な受講のため、受講確認票の提出をもって受講したことと見なします。）

回答期限：3月19日（木）